

島根県報

号外第一〇六号
平成十四年十月二十五日
(金曜日)

規 則

目 次

島根県中山間地域研究センター条例施行規則

(生産指導課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県中山間地域研究センター条例施行規則(規則第九八号)

一 規則の概要

1 開所時間(第二条関係)

島根県中山間地域研究センターの開所時間を午前九時から午後五時までとした。

2 休所日(第三条関係)

島根県中山間地域研究センターの休所日を島根県の休日を含め、平成元年島根県条例第九号(第一条第一項に規定する県の休日とすることとした。

3 使用許可の申請(第四条関係)

施設等を使用しようとする者は、施設等使用申請書を知事に提出しなければならないこととした。

4 使用の許可(第五条関係)

知事は、施設等使用の許可をしたときは、施設等使用許可書を申請者に交付することとした。

5 分析等の依頼(第九条関係)

分析又は試験を依頼しようとする者は、分析等依頼書を知事に提出しなけれ

ばならないこととした。

6 成績書の交付(第十一条関係)

知事は、依頼された分析等が終了したときは、成績書を当該分析等を依頼した者に交付することとした。

7 使用料の額(第十二条関係)

条例別表第一の三の設備使用料の額を定めることとした。

8 使用料及び手数料の減免(第十三条関係)

使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書を知事に提出しなければならないこととした。

9 使用料の還付(第十四条関係)

既納の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を知事に提出しなければならないこととした。

二 施行期日

平成十四年十一月一日から施行することとした。ただし、分析等に関する部分等は、平成十五年四月一日から施行することとした。

規 則

島根県中山間地域研究センター条例施行規則をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十八号

島根県中山間地域研究センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、島根県中山間地域研究センター条例(平成十四年島根県条例第六十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第二条 島根県中山間地域研究センター(以下「センター」という。)の開所時間は、午

前九時から午後五時までとする。ただし、宿泊施設については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。

(休日)

第三条 センターの休所日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第九号)第一条第一項に規定する県の休日とする。ただし、知事は必要があると認めるときは、休所日に開所し、又は臨時に休所することができる。

(使用許可の申請)

第四条 条例第三条第一項の許可を受けようとする者は、使用を開始しようとする日までに施設等使用申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(使用の許可)

第五条 知事は、条例第三条第一項の許可をしたときは、施設等使用許可書(様式第二号)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更)

第六条 条例第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、施設等使用変更許可申請書(様式第三号)に施設等使用許可書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の施設等使用変更許可申請書の提出があった場合において、変更を許可したときは、施設等使用許可書の裏面に変更に係る事項を記載して、これを返付するものとする。

(使用中の届出)

第七条 使用者は、施設等の使用を開始する日前に使用を中止しようとするときは、施設等使用中止届出書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(使用終了の届出)

第八条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(分析等の依頼)

第九条 各種の分析又は試験(以下「分析等」という。)を依頼しようとする者は、分析等依頼書(様式第五号)に試料その他分析等を行うために必要な物を添えて知事に提出

しなければならない。

(分析等の依頼の取消)

第十条 分析等を依頼した者は、当該分析等の依頼をした日から二日以内に分析等依頼取消届出書(様式第六号)を知事に提出して依頼を取り消すことができる。ただし、既に分析等(分析等に係る準備を含む。)に着手しているときは、これを取り消すことができない。

(成績書の交付)

第十一条 知事は、第九条の規定により依頼された分析等が終了したときは、当該分析等の結果を記載した成績書(様式第七号)を当該分析等を依頼した者に交付するものとする。

2 前項の成績書の複本の交付を請求しようとする者は、成績書複本交付申請書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の額)

第十二条 条例別表第一の三の設備使用料で知事が定める額は、別表のとおりとする。

(使用料及び手数料の減免)

第十三条 条例第六条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の使用料等減免申請書の提出があった場合において、減免を決定したときは、使用料等減免決定通知書(様式第十号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第十四条 条例第七条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。この場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一 条例第七条第一号又は第二号に該当するとき。施設等を使用することができなくなった期間の使用料に相当する額

二 使用者が、使用開始の日の前日までに使用の中止を申し出たとき。納付した使用料の全額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第十一号)を知事に提

出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第十五条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用の許可を要する施設に許可を受けずに立ち入らないこと。
- 二 使用の許可を要する設備を許可を受けずに使用しないこと。
- 三 センター内の竹木を伐採し、又は竹木以外の植物を採取しないこと。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- 五 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- 六 火災及び盗難の発生防止に留意すること。
- 七 職員の指示に従うこと。
- 八 その他知事が定める事項に従うこと。

(損壊等の届出)

第十六条 センターを利用する者は、センターの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、速やかにその旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第十七条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、島根県中山間地域研究センター所長が定める。

附 則

この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。ただし、第九条から第十二条まで、第十三条（手数料に関する部分に限る。）及び別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

別表（第十二条関係）

設備機器の種類	使用料の額
PH計	一時間につき 五〇円
上皿電子天秤	一時間につき 五〇円
オートクレーブ(ガス)	一時間につき 三〇〇円
オートクレーブ(電気)	一時間につき 五〇円
簡易分析器	一時間につき 五〇円

顕微鏡写真撮影装置	一時間につき 五〇円
恒温恒湿器	一時間につき 三〇〇円
高速深孔あけ機	一時間につき 三〇〇円
コンプレッサー	一時間につき 五〇円
実体顕微鏡	一時間につき 五〇円
自動かんな盤	一時間につき 一〇〇円
純水製造装置	一時間につき 五〇円
昇降丸のこ盤	一時間につき 五〇円
人工気象器	一時間につき 一〇〇円
生物顕微鏡	一時間につき 五〇円
臓器撮影装置	一時間につき 五〇円
手押しかなな盤	一時間につき 五〇円
電気伝導度計	一時間につき 五〇円
熱風乾燥機	一時間につき 五〇円
バンドソー	一時間につき 五〇円
フラッシュプレス	一時間につき 一〇〇円
ホットプレス	一時間につき 一、〇〇〇円
ミニフィンガージョインター	一時間につき 一、〇〇〇円

様式第 1 号 (第 4 条関係)

島根県中山間地域研究センター施設等使用申請書

年 月 日

様

住 所
 申請者 氏 名 ⑩
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)
 電話番号 () -
 E-mail

下記のとおり施設及び設備を使用したいので申請します。

記

		※受付番号	第	号
	名 称	使 用 期 間		
使用する施設 及び設備		年	月	日 時 分から
		年	月	日 時 分まで
		年	月	日 時 分から
		年	月	日 時 分まで
使用目的及び 内容				
使用責任者	住 所 〒 氏 名 電話番号 () - E-mail			
使用人数	人			
※条例第 3 条 第 2 項により 付する条件				

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(表面)

島根県中山間地域研究センター施設等使用許可書

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 様

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

E-mail

		許可番号	第 号				
	名 称	使 用 期 間					
使用する施設 及び設備		年	月	日	時	分から	
		年	月	日	時	分まで	
		年	月	日	時	分から	
		年	月	日	時	分まで	
使用目的及び 内容							
使用責任者	住 所 〒 氏 名 電話番号 () - E-mail						
使用人数	人						
条例第 3 条第 2 項により付 する条件							

上記のとおり使用することを許可します。

印

(裏面)

施 設 等 使 用 許 可 変 更 事 項

変更申請日	
変更内容	
許可の条件	
上記のとおり使用内容の変更を許可します。 年 月 日	
印	
変更申請日	
変更内容	
許可の条件	
上記のとおり使用内容の変更を許可します。 年 月 日	
印	
変更申請日	
変更内容	
許可の条件	
上記のとおり使用内容の変更を許可します。 年 月 日	
印	
変更申請日	
変更内容	
許可の条件	
上記のとおり使用内容の変更を許可します。 年 月 日	
印	

様式第 3 号 (第 6 条関係)

島根県中山間地域研究センター施設等使用変更許可申請書

年 月 日

様

住 所
 申請者 氏 名 ㊟
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)
 電話番号 () -
 E-mail

下記のとおり使用許可事項の内容を変更したいので申請します。

記

	※受付番号	第	号
使用の許可を受けている 施設等			
使用許可年月日及び番号	年	月	日付け 第 号
変 更 内 容			
変 更 理 由			

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 変更の対象となる施設等の使用許可書を添付してください。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

島根県中山間地域研究センター施設等使用中止届出書

年 月 日

様

住 所
 申請者 氏 名 ⑩
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)
 電話番号 () -
 E-mail

下記のとおり施設等の使用を中止します。

記

	※受付番号	第	号
使用を中止する施設等			
使用許可年月日及び番号	年	月	日付け 第 号
使用許可期間	年	月	日 から 年 月 日 まで
使用中止の理由			

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第 5 号 (第 9 条関係)

島根県中山間地域研究センター分析等依頼書

年 月 日

様

住 所
 申請者 氏 名 ⑩
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)
 電話番号 () -
 E-mail

下記のとおり分析等を依頼します。

記

				※受付番号	第	号
※区分	分析等の内容	件 数	単 価	手 数 料	摘 要	
			円	円		
合 計						

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第 6 号 (第10条関係)

島根県中山間地域研究センター分析等依頼取消届出書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号 () -
E-mail

年 月 日付で依頼した分析等について、その依頼を下記のとおり取り消します。

記

取り消す分析等の内容	件数	取消しの理由

様式第 7 号 (第11条関係)

成 績 書	
住 所 依頼者 氏 名	
年 月 日付けの分析等依頼申請書に基づく※ の結果は、下記のと おりです。 年 月 日	
印	
(分析等の結果を記載)	
備 考	

(注) ※印の箇所には、分析又は試験の該当する分析等の内容を記載

様式第 9 号 (第13条関係)

島根県中山間地域研究センター使用料等減免申請書

年 月 日

様

住 所
 申請者 氏 名 ㊟
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)
 電話番号 () -
 E-mail

下記のとおり^{*1} の^{*2} を受けたいので申請します。

記

	※3 受付番号	第	号
使用料等の減免を受けようとする施設等又は分析等の種類			
使用料等の減免を受けようとする理由			
減免前の使用料等の金額			円
減 免 の 申 請 額			円

- (注) 1 ※1の箇所には「使用料」又は「手数料」のうち該当するものを記載してください。
 2 ※2の箇所には「減額」又は「免除」のうち該当するものを記載してください。
 3 ※3印欄は、記入しないでください。

様式第10号 (第13条関係)

島根県中山間地域研究センター使用料等減免決定通知書

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 様
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号 () -
E-mail

記

使用料等の減免を受けようとする施設等又は分析等の種類		
使用料等の減免をする理由		
減免前の使用料等の金額	円	
減免後の使用料等の金額	円	(内訳)

上記のとおり決定します。

印

毎週火・金曜日発行

平成十四年十月二十五日印刷
平成十四年十月二十五日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学園南町

松江学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)